

新	旧
<p data-bbox="129 212 1061 292">グリーンイノベーション基金調査事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する特別約款</p> <p data-bbox="788 357 1122 531">2021年4月22日制定 2022年3月22日改正 2023年3月22日改正 <u>2024年3月31日改正</u></p> <p data-bbox="87 596 351 628">第1条～第3条（略）</p> <p data-bbox="105 694 463 726">（経済産業省等への情報提供）</p> <p data-bbox="87 743 1122 871">第4条 乙は、甲が委託業務に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて甲の主務省である経済産業省及び研究開発・社会実装計画を作成する担当省庁に対して提供することに同意するものとする。</p> <p data-bbox="105 936 380 968">（再委託先等との契約）</p> <p data-bbox="87 986 1122 1114">第5条 <u>乙は、委託業務の一部を再委託又は共同実施するときは、乙が本特別約款を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先又は共同実施先と約定しなければならない。</u></p> <p data-bbox="87 1179 351 1211">第6条～第7条（略）</p> <p data-bbox="170 1276 259 1308"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="118 1326 786 1358"><u>この特別約款は、2024年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="105 1423 421 1455">（特別約款様式第1）（略）</p>	<p data-bbox="1191 212 2123 292">グリーンイノベーション基金調査事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する特別約款</p> <p data-bbox="1845 357 2179 485">2021年4月22日制定 2022年3月22日改正 2023年3月22日改正</p> <p data-bbox="1146 596 1411 628">第1条～第3条（略）</p> <p data-bbox="1164 694 1494 726">（経済産業省への情報提供）</p> <p data-bbox="1146 743 2181 823">第4条 乙は、甲が委託業務に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて甲の主務省である経済産業省に対して提供することに同意するものとする。</p> <p data-bbox="1164 936 1440 968">（再委託先等との契約）</p> <p data-bbox="1146 986 1926 1018">第5条 <u>本特別約款は、再委託先及び共同実施先に準用する。</u></p> <p data-bbox="1146 1179 1411 1211">第6条～第7条（略）</p> <p data-bbox="1164 1423 1480 1455">（特別約款様式第1）（略）</p>

新				旧			
グリーンイノベーション基金調査委託費積算基準				グリーンイノベーション基金調査委託費積算基準			
第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次のとおりとする。				第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次の通りとする。			
項 目		(摘 要)		項 目		(摘 要)	
大項目	中項目	内 容		大項目	中項目	内 容	
I. 労 務 費	1. 研究員 費	<p>委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等(以下「研究員」という。)の労務費は、原則として、<u>①又は②に基づき算定する。</u></p> <p><u>①</u> 甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表(時間単価用)の単価に基づき算定する。</p> <p><u>②</u> 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員(以下、「エフォート専従者」という。)の場合は、労務費単価表(エフォート専従者用)の月額に申告したエフォートを乗じて算定する。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費(健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分)を含めることとする(出向契約書等により出向先が法</p>		I. 労 務 費	1. 研究員 費	<p>委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等(以下「研究員」という。)の労務費は、原則として甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表(時間単価用)の単価に基づき算定する。</p> <p><u>ただし、以下に掲げる場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>①</u> 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員(以下、「エフォート専従者」という。)の場合は、労務費単価表(エフォート専従者用)の月額に申告したエフォートを乗じて算出すること。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費(健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分)を含めることとする(出向契約書等により出向先が法</p>	

新			旧		
	<p>定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む)。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、<u>①又は②による</u>労務費単価表の適用が困難であると甲が了解した場合は、<u>③、④又は⑤に基づき算定することができる。</u></p> <p><u>③ 研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等において、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、甲が別途定める業務委託費積算基準(大学用)又は業務委託費積算基準(国立研究開発法人等用)を準用して算定する。</u></p> <p><u>④ 乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算定する。</u></p>			<p>定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む)。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、労務費単価表の適用<u>及び①の方法による算出</u>が困難であると甲が<u>あらかじめ</u>了解した場合は、乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算出することもできる。</p>	

新				旧			
		<p>⑤ 乙が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合には、乙が当該研究員に支払った給与、諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定する。</p> <p><u>(削除)</u></p>				<p>また、乙が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学及び高等専門学校並びに国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人である場合には、乙が当該研究員に支払った給与、諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定することができる。</p> <p>② 時間単位において当該委託業務に従事する研究員は、上記で算定された労務費に基づく時間単価で算出すること。</p> <p>③ 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（エフォート専従者）の場合は、上記で算定された人件費に基づく月額に申告したエフォートを乗じて算出すること。</p>	
	2. 補助員費	委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費			2. 補助員費	委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費	
II. その他	1. 消耗品	委託業務の実施に直接要した資	機械装置、その他備	II. その他	1. 消耗品	委託業務の実施に直接要した資	機械装置、その他備

新				旧			
経費	費	材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費	品等でその取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。	経費	費	材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費	品等でその取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。
	2. 旅費	①委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費 ②登録委員、外部有識者、外部専門家が、共同研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費 ③乙が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費			2. 旅費	①委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費 ②登録委員、外部有識者、外部専門家が、共同研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費 ③乙が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費	
	3. 外注費		当該欄は使用せず、後段の「IV.再委託費・共同実施費」に計上すること。		3. 外注費		当該欄は使用せず、後段の「IV.再委託費・共同実施費」に計上すること。
	4. 諸経費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費	例示すれば、以下のとおりである。 1) 光熱水料 — 委託業務の実施に直接使用するプラント及		4. 諸経費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費	例示すれば、以下のとおりである。 1) 光熱水料 — 委託業務の実施に直接使用するプラント及

新				旧			
			<p>び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</p> <p>2) 会議費 — 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く</p> <p>3) 通信費 — 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料</p> <p>4) 借料 — 委託業務の実施に直接必要な現場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用(社内単価又は外注による場合の契約単価とする。)等に要した経費</p>				<p>び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</p> <p>2) 会議費 — 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く</p> <p>3) 通信費 — 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料</p> <p>4) 借料 — 委託業務の実施に直接必要な現場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用(社内単価又は外注による場合の契約単価とする。)等に要した経費</p>

新				旧			
			<p>5) 図書資料費 — 委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費</p> <p>6) 通訳費・翻訳費 — 委託業務の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に要した経費及び翻訳費</p> <p>7) 運送費 — 委託業務の実施に直接必要な送付(運搬を含む)に要した経費</p> <p>8) 委員会費 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費</p> <p>9) 学会等参加費・論文</p>				<p>5) 図書資料費 — 委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費</p> <p>6) 通訳費・翻訳費 — 委託業務の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に要した経費及び翻訳費</p> <p>7) 運送費 — 委託業務の実施に直接必要な送付(運搬を含む)に要した経費</p> <p>8) 委員会費 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費</p> <p>9) 学会等参加費・論文</p>

新				旧			
			<p>投稿料 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換のための学会等への参加費(学会等に参加するための旅費は除く。)及び成果に関する論文投稿に係る経費</p> <p>10) 報告書等作成費 — 成果報告書の電子ファイル作成費及び資料等の印刷・製本に要した経費</p> <p>11) キャンセル料 — 委託業務の実施に必要な旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)</p>				<p>投稿料 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換のための学会等への参加費(学会等に参加するための旅費は除く。)及び成果に関する論文投稿に係る経費</p> <p>10) 報告書等作成費 — 成果報告書の電子ファイル作成費及び資料等の印刷・製本に要した経費</p> <p>11) キャンセル料 — 委託業務の実施に必要な旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)</p>

新			旧		
<p>Ⅲ．間接経費</p>		<p>上記経費を除く委託業務を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該委託業務に要した経費として抽出・特定が困難な経費。</p> <p>間接経費の算定は、経費総額（Ⅰ～Ⅱ）に間接経費率を乗じて算定することを原則とし、間接経費率は8%又は以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とする。</p> <p><民間企業における計算式> 間接経費率＝（販売費及び一般管理費－販売費）÷売上原価×100</p> <p><公益法人（財団法人・社団法人）における計算式> 間接経費率＝管理費÷事業費×100</p> <p><大学等における計算式> 間接経費率＝管理費÷支出の部の合計×100 管理費＝（人件費－教員人件費）＋管理経費</p> <p><国立研究開発法人等における計算式> 間接経費率＝一般管理費÷業務費×100</p> <p><その他> 上記の計算式を参考に、決算書等から該当する費目を抽出し計算する。</p>	<p>Ⅲ．間接経費</p>		<p>上記経費を除く委託業務を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該委託業務に要した経費として抽出・特定が困難な経費。</p> <p>間接経費の算定は、経費総額（Ⅰ～Ⅱ）に間接経費率を乗じて算定することを原則とし、間接経費率は8%又は以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とする。</p> <p><民間企業における計算式> 間接経費率＝（販売費及び一般管理費－販売費）÷売上原価×100</p> <p><公益法人（財団法人・社団法人）における計算式> 間接経費率＝管理費÷事業費×100</p> <p><大学等における計算式> 間接経費率＝管理費÷支出の部の合計×100 管理費＝（人件費－教員人件費）＋管理経費</p> <p><国立研究開発法人等における計算式> 間接経費率＝一般管理費÷業務費×100</p> <p><その他> 上記の計算式を参考に、決算書等から該当する費目を抽出し計算する。</p>

新				旧			
IV. 再委託費・共同実施費		<p>委託業務の一部について委託先以外の者に再委託又は共同実施するのに要する経費</p> <p>委託業務遂行に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に要する経費</p> <p>再委託費又は共同実施費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。</p>	<p>外注費、再委託及び共同実施の額は、原則として委託先との契約金額の 50%未満とすること。</p>	IV. 再委託費・共同実施費		<p>委託業務の一部について委託先以外の者に再委託又は共同実施するのに要する経費</p> <p>委託業務遂行に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に要する経費</p> <p>再委託費又は共同実施費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。</p>	<p>外注費、再委託及び共同実施の額は、原則として委託先との契約金額の 50%未満とすること。</p>
<p>第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が<u>委託業務実績報告書を乙が甲に提出する日</u>までのもの。</p> <p>2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。</p> <p><u>(削除)</u></p>				<p>第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が<u>委託期間終了日の翌月末日</u>までのもの。</p> <p>2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。</p> <p><u>3 委託期間中に発生した再委託費・共同実施費であって、委託業務実績報告書または委託業務中間実績報告書を乙が甲に提出する前までに、乙が再委託先・共同実施先に対し支払いを完了したものを。</u></p>			
第3 (略)				第3 (略)			